

2016年度（平成28年）
公益財団法人 西村奨学財団 奨学生募集要項

公益財団法人 西村奨学財団（以下「当法人」という）は、大阪府内に居住し当法人が指定する大学において、2016年度（平成28年）奨学生により勉学・研究を行なう外国人留学生を下記により募集する。

1. 目的

この奨学生制度は、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国、及び地域の人材育成に貢献するため、当法人の指定する大学（大学院・短大を含む）に在籍する留学生に対し安定した留学生活を確保し、もってより充実した勉学・研究を持続させることを目的とする。

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国籍：我が国に入国を許可された南西アジア・東南アジア・東アジア諸国及び地域の国籍を有する者
(2) 年令：問わない
(3) 資格：私費留学の短期大学生・大学生・大学院生（正規学生に限る）
　　で在籍校の学長若しくは学部長による推薦を得た者。
　　但し、大阪府内に住所を有するものとする
(4) 専攻分野：問わない
(5) 募集定員：30人

3. 奨学生の種類

短期大学 奨学生	
金額	月額8万円
対象学年	指定校となっている短期大学の2年次を対象とする。
期間	課程終了までの最長1年間

大学 学部課程奨学生	
金額	月額12万円
対象学年	指定校となっている大学の学部3年次を対象とする。
期間	課程終了までの最長2年間

大学院 修士課程奨学生	
金額	月額12万円
対象学年	指定校となっている大学院修士課程1年次を対象とする。
期間	課程終了までの最長2年間

大学院 博士課程奨学金	
金額	月額 12 万円
対象学年	指定校となっている大学院博士課程 1 年次を対象とする。
期間	課程終了までの最長 3 年間

4. 支 給 方 法

原則として 3 か月毎に、本人名義の銀行口座に振込む。

5. 選 考

(1) 選考方法

- ① 推薦内容審査 内容：当法人選考委員会による推薦内容の審査
- ② 面接試験 内容：当法人選考委員会による面接試験
2016 年 5 月 16 日（勉学への意欲など人物中心）

(2) 選考結果

選考結果については、2016 年 6 月上旬に推薦者である各大学の学長または学部長を通じ応募者に通知する。

(注)個人の問合わせには一切応じない。

6. 応 募 手 続

奨学生志願者は下記の書類を在籍校を通じ、当法人事務局にその指定する期限 2016 年 4 月 28 日（木）必着までに提出する。

提出した書類は一切返却しない。

(注)個人の直接応募は認めない

- (1) 申請書（所定の用紙に本人が記入したもの）……………正本 1 通
- (2) 写真（最近 6 カ月以内に撮影のものを [5 × 4 cm 上半身・正面・脱帽]
申請書に貼付）
- (3) 在籍大学既修成績証明書 ………………正本 1 通
- (4) 在籍大学の学長推薦状もしくは学部長推薦状（所定の用紙による）
……………正本 1 通
- (5) 住民票 ………………正本 1 通
- (6) 作文 テーマ「日本での留学において勉強、研究を通して社会的にどんな夢を実現したいか」
……………所定用紙 1200 字以内

(注 1) 上記の書類は、日本語により作成すること。

(注 2) 上記の申請書等が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない。

7. 奨学生の義務

奨学生として採用された者は、次の各号に該当する書類を当法人理事長に提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書を提出 ……………採用通知を受けてから 10 日以内
- (2) 成績証明書(又は指導教官の所見)の提出 ……必要時、当法人から要請
- (3) 生活状況報告書の提出 ………………必要時、当法人から要請
- (4) 奨学生が次の各号の一に該当する事由が生じた場合 ……速やかに提出すること。
 - ① 休学、復学、転学もしくは退学したとき
 - ② 長期にわたって欠席したとき
 - ③ 停学その他の処分を受けたとき
 - ④ 住所その他重要な事項に変更があったとき

8. 奨学金支給の休止、停止、廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止、又は廃止することがある。

- (1) 奨学生が休学し、又は長期に渡って欠席したときは奨学金の交付を休止する。
- (2) 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。
- (3) 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるとときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。
 - ① 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - ② 学業成績又は素行が不良になったとき
 - ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - ⑤ その他奨学生としての資格を失ったとき

9. 注意事項

- (1) この要領に記載してある事項について不明の箇所、またはこれ以外で 疑問があれば、当法人に文書で照会のこと。
- (2) 本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学を奨励、支援するために支給するものであることから、奨学生においては支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。
- (3) 奨学生は、留学期間中、日本語学習、専門の勉学、研究以外に、日本、大阪に対する理解を深めるよう努力すること。

10. 問い合わせ先

〒540-8530 大阪市中央区十二軒町5番12号 マンダム本社ビル内
公益財団法人 西村奨学財団 事務局
TEL・FAX 06-6767-1117 E-mail:nishimura1999@nisf.or.jp